

周南市過疎地域持続的発展計画の策定について

別紙のとおり、周南市過疎地域持続的発展計画を定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第3条第2項の規定によりその例によることとされる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

(別 紙)

周南市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和8年度

山口県周南市

目 次

1	基本的な事項	
(1)	市の概況	1
ア	自然的条件	1
イ	歴史的条件	1
ウ	社会的・経済的条件	2
エ	過疎の状況	2
オ	社会的経済的発展の方向	3
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
ア	人口の推移と今後の動向	3
イ	産業の推移と動向	3
(3)	行財政の状況	7
ア	行政組織の状況	7
イ	財政の状況	7
ウ	施設整備水準の現況と動向	7
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
ア	鹿野地域の持続的発展のための基本方針	10
イ	本市の中山間地域の振興策の重点的な推進	10
ウ	鹿野地域で重点的に取り組む事項別の基本方針	13
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	15
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	15
(7)	計画期間	15
(8)	公共施設等総合管理計画等との整合	16
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	17
ア	移住・定住	17
イ	地域間交流	17
ウ	人材育成	17
(2)	その対策	17
ア	移住・定住	17
イ	地域間交流	17
ウ	人材育成	18
(3)	計画	18
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	19
ア	農業	19
イ	林業	19
ウ	地場産業	19
エ	商工業	19
オ	観光・レクリエーション	20

(2) その対策	20
ア 農業	20
イ 林業	21
ウ 地場産業	21
エ 商工業	22
オ 観光・レクリエーション	22
(3) 計画	23
(4) 産業振興促進事項	24
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	24
4 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	25
(3) 計画	25
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	26
ア 道路	26
イ 交通機関	26
(2) その対策	26
ア 道路	26
イ 交通機関	26
(3) 計画	27
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	28
ア 水道施設	28
イ 下水道施設	28
ウ 廃棄物処理施設	28
エ 消防防災体制の整備	28
オ 住宅	28
(2) その対策	29
ア 水道施設	29
イ 下水道施設	29
ウ 廃棄物処理施設	29
エ 消防防災体制の整備	29
オ 住宅	29
(3) 計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	30
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	31
ア 児童福祉	31
イ 高齢者福祉	31
ウ 障害者福祉	31

(2) その対策	3 1
ア 児童福祉	3 1
イ 高齢者福祉	3 2
ウ 障害者福祉	3 2
(3) 計画	3 3
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 3
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	3 4
(2) その対策	3 4
(3) 計画	3 4
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 4
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	3 5
ア 学校教育	3 5
イ 生涯学習	3 5
ウ スポーツ	3 5
(2) その対策	3 6
ア 学校教育	3 6
イ 生涯学習	3 6
ウ スポーツ	3 6
(3) 計画	3 6
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 7
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	3 8
(2) その対策	3 8
ア 暮らし続けられる生活圏づくりの推進	3 8
イ 集落の担い手の確保	3 8
(3) 計画	3 9
11 地域文化の振興	
(1) 現況と問題点	4 0
ア 文化財等の保存と伝承	4 0
イ 文化活動の推進	4 0
(2) その対策	4 0
ア 文化財等の保存と伝承	4 0
イ 文化活動の推進	4 0
(3) 計画	4 1
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	4 2
(2) その対策	4 2

1 3	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	4 3
(2)	その対策	4 3
(3)	計画	4 3
	(再掲) 過疎地域持続的発展特別事業	4 4
	用語の説明 (50音順) ~文章の中で※を付けた用語を掲載~	4 6

はじめに

過疎対策は、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が10年間の時限立法として制定されて以来、平成12年の過疎地域自立促進特別措置法（2度の延長により失効期限は令和2年度）に至るまでの50年間にわたり特別措置が講じられてきました。

しかしながら、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展など他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり続いており、これらの地域の持続的発展に向けて、持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、総合的かつ計画的な対策を実施するために、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）が令和3年4月1日に施行されました。

本市では、これまで旧鹿野町の区域が旧過疎法第33条第2項の規定の適用により過疎地域とされていましたが、新過疎法第3条に定められた指定要件を満たさなくなったことから、同法附則第7条の規定により、特定市町村の区域（以下「卒業団体」という。）とみなされ、卒業団体に対する経過措置の適用を受けることとなりました。

周南市過疎地域持続的発展計画は、新過疎法第8条の規定により必要な事項を定めるもので、市における過疎地域持続的発展のための対策の指針となるものです。

本市では、この計画に沿って目的達成のための事業を展開していくこととなります。

なお、情勢の変化などに伴い、事業内容の見直しや新たな事業の構築などの検討が生じた場合は、本計画の変更の手続きを行うなど、必要に応じた対応をしていく予定です。



1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的条件

【周南市】

本市は、山口県の南東部に位置し、市域は東西約3.7km、南北約3.9km、総面積は656.29㎢を有しています。

北は島根県吉賀町に、東は岩国市、下松市、光市に、西は山口市、防府市に接しています。南は瀬戸内海を臨み、その海岸線に沿って大規模工場が立地し、それに接して東西に比較的幅の狭い市街地が続いています。

北側にはなだらかな丘陵地が広がり、その背後の広大な山稜には農山村地域が散在しています。

また、島しょ部は、瀬戸内海国立公園区域にも指定されており、美しい自然景観を有しています。

【鹿野地域】

本地域は、市の中心部から約2.7kmを隔てた中国山地西端の南側に開けた標高約375mの農山村地域で、市域の総面積656.29㎢のうち、181.46㎢で市域全体の約30%を占めています。

周囲を山岳に囲まれ、地域の中央部を錦川の源流が清らかに流れ、また、分水嶺を異にして島地川（佐波川の支流）が源を発しており、これらの流域に沿って平坦部が点在しています。

気候は、内陸部高地型で、夏は涼しく春から秋にかけては快適な気候条件ですが、冬期は寒気が厳しく積雪が見られます。

イ 歴史的条件

【周南市】

旧徳山市、旧新南陽市、旧熊毛町、旧鹿野町は、従来から市民生活、産業経済活動も極めて結びつきが深く、既存の行政の枠組みを超えて経済等の諸活動は一体的に展開されてきました。

こうした中で、以前から中核的都市をつくるための合併協議が行われ、平成の大合併では、県下で最初となる平成15年4月21日に2市2町が合併し、「周南市」が誕生しました。

【鹿野地域】

本地域は、発掘調査された天子遺跡・細野遺跡などの諸器物が示すように太古から人々が生活を始め、江戸時代には山代街道の本陣が設けられるなど重要な役割を果たし、交易や地方行政の中心として輝かしい歴史の歩みを続けてきました。

明治22年の市制・町村制の施行に伴い、大潮村、鹿野上村、鹿野中村、鹿野下

村が合併して鹿野村となり、昭和15年に町制を施行して鹿野町となりました。

その後、昭和30年に旧須金村の^{みたけ}金峰地区、須万地区の一部と旧串村の巢山地区を編入合併し、また、昭和51年に旧新南陽市高瀬地区の一部を境界変更しました。

ウ 社会的・経済的条件

【周南市】

本市は古くから交通の要衝として栄え、JR徳山駅を中心とする市街地は鉄道やバス、フェリー乗り場等の公共交通の利便性から、商業地が形成されてきましたが、近年の郊外型大型商業施設の立地等により、中心市街地の空洞化が現れています。

また、海岸部は国際海上輸送網の拠点として国際拠点港湾※に指定された徳山下松港を有しており、化学や石油、鉄鋼等の基礎素材型工業の企業が集積する全国有数の石油化学コンビナート群を形成しています。

一方、内陸部は農林業を基幹産業とする中山間地域で、のどかな田園風景と豊かな自然が広がっています。

【鹿野地域】

本地域内には、中国自動車道のインターチェンジが設置され、これに隣接して国道315号が南北に通っています。

また、これらのアクセス道として主要県道5本、一般県道2本が縦横に走るなど、山陽、山陰を結ぶ県東部内陸部の交通の要衝として重要な位置にあります。

これらの道路交通網の整備により、周南広域圏の都市近郊型農山村としての性格をもっています。

エ 過疎の状況

【鹿野地域】

本地域の人口は、昭和30年の8,949人を最高に、年々減少を続け、現在では2,872人（令和3年3月末日現在外国人住民を除く住民基本台帳人口）となっています。

また、少子高齢化が進む中で、若年者比率は7.5%（平成27年国勢調査）で、若者の人口に占める割合が減少傾向にあり、高齢者比率は47.6%（平成27年国勢調査）で、高齢者の人口に占める割合は大きく、増加傾向にあります。

過疎化の主な要因としては、基幹産業である農林業の低迷、定住や就業に結びつく産業が少ないこと、また、高齢化の進行による地域社会の機能の低下が大きな原因として考えられます。

昭和45年度に始まった過疎対策では、これまで産業振興を進めるための農業基盤、交通通信体系、観光基盤の整備や下水道など生活基盤の整備を進めるとともに、地域医療の確保や地域間交流の促進などソフト面での各種施策を実施することにより、一定の成果を上げてきましたが、今後も引き続き地域の持続的発展のため、ハード面、ソフト面での各種施策を推進するほか、広域的な見地から、地域が一体となった取組を進める必要があります。

オ 社会的経済的発展の方向

【鹿野地域】

本地域では豊かな自然環境や県東部内陸部の交通の要衝地という利点を最大限に活かすことによって、農林業をはじめとする地域産業の振興や観光・レクリエーション等の振興が期待できます。

今後、本地域が有する自然環境、文化・歴史、農林産物、人材などの地域資源を最大限に活用し、都市住民を対象とした観光・交流産業の活性化を図るとともに、産業の振興に向けた人材育成や創業支援、組織づくりなどを推進することにより、持続可能な地域社会の形成につなげていきます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の動向 次頁〔表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)、 表 1-1 (2) 人口の見通し〕を参照

【周南市】

本市の人口は、合併前の昭和60年の約16万7千人をピークに減少が続いており、平成27年の国勢調査では約14万5千人となっています。

年齢階層別人口では、人口が最も多かった昭和60年から平成27年にかけて、年少人口(0歳～14歳)の減少率は、総人口の減少率を大きく上回り、平成27年の構成比は12.4%に低下し、生産年齢人口(15歳～64歳)についても減少しており、構成比は56.1%に低下しています。

一方で、高齢者人口(65歳以上)は約4万5千人に増加し、平成27年の高齢化率は30.5%と急速に上昇しており、少子高齢化が顕著になっています。

今後の人口推計によると、令和42年において、本市の人口は約9万人まで減少することが予想されています。

【鹿野地域】

本地域の人口は、昭和35年に8,214人であったものが、昭和50年には5,904人、平成2年には5,052人、平成17年には4,122人、平成27年には3,270人と4千人を割り、減少が続いています。

年齢階層別人口では、年少人口(0歳～14歳)、若年人口(15歳～29歳)及び生産年齢人口(15歳～64歳)が減少するとともに、高齢人口(65歳以上)はこれまで増加傾向でしたが、平成27年には減少に転じています。

イ 産業の推移と動向 6頁〔参考 産業別人口の動向 (国勢調査)〕を参照

【鹿野地域】

本地域の産業就業人口比率の推移をみると、昭和35年は第1次産業76.5%、第2次産業6.9%、第3次産業16.6%でしたが、平成27年は第1次産業が16.1%と約4分の1に減少する一方で、第2次産業は26.2%、第3次産業は56.1%に増加し、産業構造は第1次産業から第3次産業へと大きくシフトし

てきています。

また、就業者の実数は、昭和35年から平成27年までの55年間で、第1次産業が3,142人減少する一方で、第3次産業は99人の増加となっています。

特に、第1次産業就業人口比率は、昭和35年の76.5%から平成27年には16.1%となっており、この55年間の減少率は92.9%となっています。

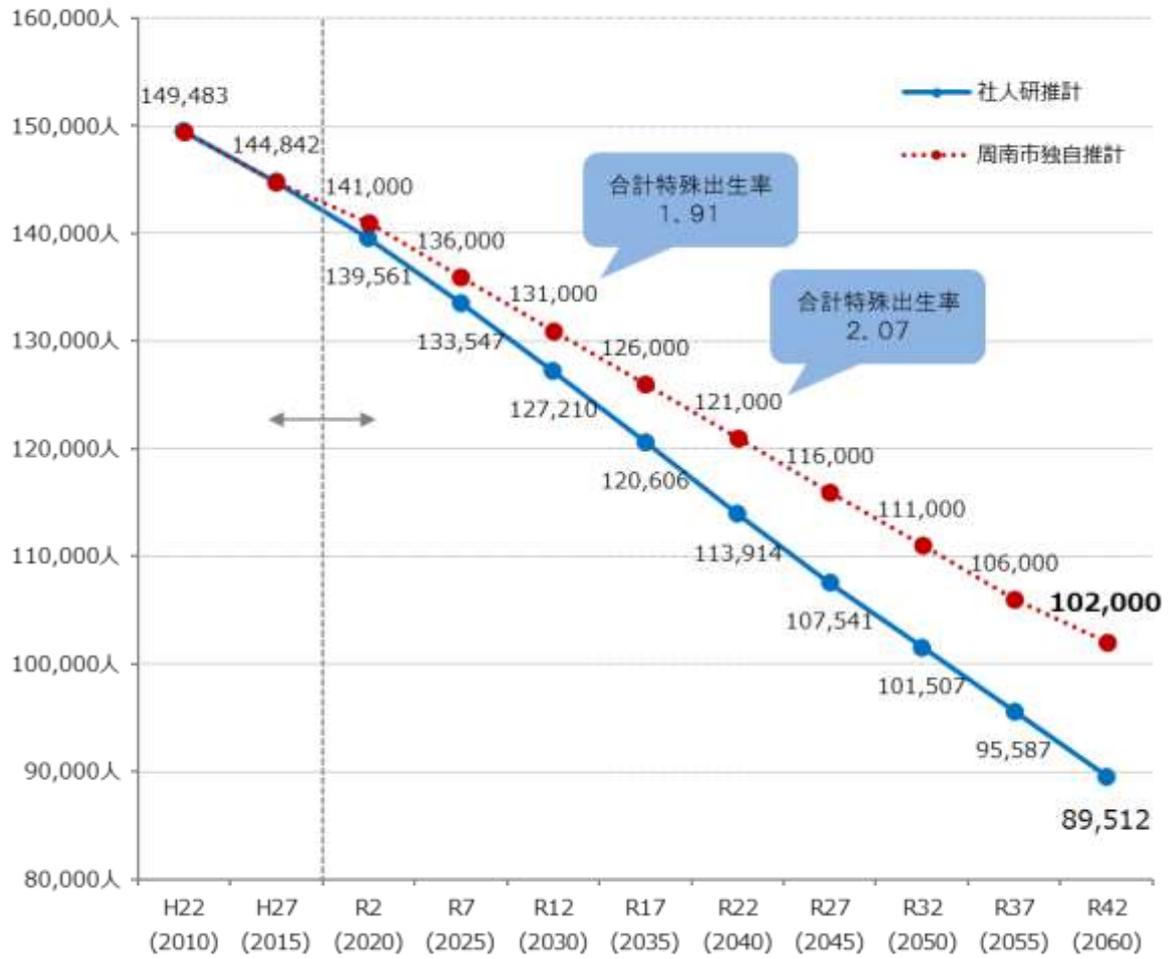
農業の生産性の低さや減反政策、農作物の輸入自由化等の影響を背景に、深刻な後継者不足や離農が進んだことから、就農人口は減少しています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年			昭和50年			平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	人	増減率	実数	人	%	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	周南市	133,747	158,208	18.3	164,594	4.0	152,387	△7.4	144,842	△5.0		
	鹿野地域	8,214	5,904	△28.1	5,052	△14.4	4,122	△18.4	3,270	△20.7		
0歳～14歳	周南市	38,971	38,502	△1.2	30,682	△20.3	20,874	△32.0	17,992	△13.8		
	鹿野地域	2,625	1,223	△53.4	789	△35.5	390	△50.6	224	△42.6		
15歳～64歳	周南市	85,463	105,888	23.9	111,307	5.1	96,608	△13.2	81,321	△15.8		
	鹿野地域	4,854	3,850	△20.7	3,151	△18.2	2,129	△32.4	1,485	△30.2		
うち15歳～29歳(a)	周南市	34,424	36,998	7.5	31,155	△15.8	22,040	△29.3	18,354	△16.7		
	鹿野地域	1,731	1,107	△36.0	702	△36.6	447	△36.3	245	△45.2		
65歳以上(b)	周南市	9,313	13,709	47.2	22,232	62.2	34,886	56.9	44,114	26.5		
	鹿野地域	735	831	13.1	1,112	33.8	1,603	44.2	1,557	△2.9		
(a)/総数 若年者比率	周南市	%	%	—	%	—	%	—	%	—		
	鹿野地域	25.7	23.4	—	18.9	—	14.5	—	12.7	—		
(b)/総数 高齢者比率	周南市	%	%	—	%	—	%	—	%	—		
	鹿野地域	7.0	8.7	—	13.5	—	22.9	—	30.5	—		
	周南市	8.9	14.1	—	22.0	—	38.9	—	47.6	—		
	鹿野地域											

(注) 総数には年齢不詳を含む。

表1-1(2) 人口の見通し(周南市人口ビジョン)



参考 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分		昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
		実数	増減率								
総 数	周南市	63,879	8.8	69,521	8.8	76,335	9.8	77,747	1.8	79,495	2.2
	鹿野地域	4,421	△17.4	3,651	△17.4	3,646	△0.1	3,497	△4.1	3,346	△4.3
第1次産業 就業人口比率	周南市	22,619 35.4%	△24.9 -	16,990 24.4%	△24.9 -	13,096 17.2%	△22.9 -	9,208 11.8%	△29.7 -	6,867 8.6%	△25.4 -
	鹿野地域	3,382 76.5%	△30.0 -	2,367 64.8%	△30.0 -	1,884 51.7%	△20.4 -	1,417 40.5%	△24.8 -	835 25.0%	△41.1 -
第2次産業 就業人口比率	周南市	17,789 27.8%	28.2 -	22,810 32.8%	28.2 -	27,228 35.7%	19.4 -	28,836 37.1%	5.9 -	28,925 36.4%	0.3 -
	鹿野地域	304 6.9%	39.8 -	425 11.6%	39.8 -	776 21.3%	82.6 -	983 28.1%	26.7 -	1,303 38.9%	32.6 -
第3次産業 就業人口比率	周南市	23,460 36.7%	26.5 -	29,683 42.7%	26.5 -	35,702 46.8%	20.3 -	39,470 50.8%	10.6 -	43,626 54.9%	10.5 -
	鹿野地域	735 16.6%	16.6 -	857 23.5%	16.6 -	986 27.0%	15.1 -	1,093 31.3%	10.9 -	1,205 36.0%	10.2 -

区 分		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
		実数	増減率								
総 数	周南市	78,979	△0.6	79,867	1.1	82,508	3.3	77,287	△6.3	73,733	△4.6
	鹿野地域	3,060	△8.5	2,762	△9.7	2,720	△1.5	2,246	△17.4	1,999	△11.0
第1次産業 就業人口比率	周南市	6,591 8.3%	△4.0 -	5,262 6.6%	△20.2 -	4,925 6.0%	△6.4 -	3,580 4.6%	△27.3 -	3,522 4.8%	△1.6 -
	鹿野地域	783 25.6%	△6.2 -	545 19.7%	△30.4 -	478 17.6%	△12.3 -	335 14.9%	△29.9 -	344 17.2%	2.7 -
第2次産業 就業人口比率	周南市	26,953 34.1%	△6.8 -	27,697 34.7%	2.8 -	28,033 34.0%	1.2 -	25,544 33.1%	△8.9 -	22,649 30.7%	△11.3 -
	鹿野地域	1,040 34.0%	△20.2 -	993 36.0%	△4.5 -	972 35.7%	△2.1 -	728 32.4%	△25.1 -	549 27.5%	△24.6 -
第3次産業 就業人口比率	周南市	45,287 57.3%	3.8 -	46,577 58.3%	2.8 -	49,065 59.5%	5.3 -	47,562 61.5%	△3.1 -	46,280 62.8%	△2.7 -
	鹿野地域	1,236 40.4%	2.6 -	1,220 44.2%	△1.3 -	1,270 46.7%	4.1 -	1,182 52.6%	△6.9 -	1,102 55.1%	△6.8 -

区 分		平成22年		平成27年	
		実数	増減率	実数	増減率
総 数	周南市	68,844	△6.6	66,303	△3.7
	鹿野地域	1,698	△15.1	1,487	△12.4
第1次産業 就業人口比率	周南市	2,335 3.4%	△33.7 -	2,043 3.1%	△12.5 -
	鹿野地域	281 16.5%	△18.3 -	240 16.1%	△14.6 -
第2次産業 就業人口比率	周南市	21,019 30.5%	△7.2 -	20,002 30.2%	△4.8 -
	鹿野地域	418 24.6%	△23.9 -	389 26.2%	△6.9 -
第3次産業 就業人口比率	周南市	42,857 62.3%	△7.4 -	42,243 63.7%	△1.4 -
	鹿野地域	947 55.8%	△14.1 -	834 56.1%	△11.9 -

（注）総数には分類不能を含む。

(3) 行財政の状況

ア 行政組織の状況

本市の合併時（平成15年4月21日）の行政組織は、旧徳山市役所に本庁を、旧新南陽市、旧熊毛町、旧鹿野町に、それぞれ総合支所を設置し、20部115課・室、職員数1,720人の組織体制でスタートしました。

令和3年4月1日現在の状況は、23部（局・委員会等含む）105課・室等、1,361人となっています。

鹿野地域では、鹿野総合支所を3課26人の体制で運営しており、総合的な行政サービスの提供を担うなど、地域にとって重要な役割を果たしています。

職員の適性配置や事務事業の見直しなどで、引き続きスリムで効率的な組織となるよう努めていきます。

イ 財政の状況 8頁〔表1-2(1)市町村財政の状況（地方財政状況調）〕を参照

本市の財政状況について、歳入面においては、コロナ禍の長期化に対する懸念から、市税収入の伸びは望むことができず、歳出面においては、公債費の増加や公共施設の老朽化への対応、収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症への対応など、これまで以上に、非常に厳しい財政状況が予測されます。

こうした中でも、令和2年3月に策定した本市の最上位計画である「第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画」に掲げる施策を確実に実施するため、「第4次周南市行財政改革大綱」により、本市の所有する行政資源の最適配分と、事務事業の最適化に取り組み、最少の経費で最大の効果をあげることで、持続可能な「自立したまちづくり」の確立を図ってまいります。

ウ 施設整備水準の現況と動向 9頁〔表1-2(2)主要公共施設等の整備状況（公共施設状況調）〕を参照

【鹿野地域】

(ア) 生活道路

本地域の市道や農道、林道などの生活道路は、住民生活や産業活動に欠かせない社会基盤であり、これまで過疎対策の主要事業と位置付けて整備を進めてきました。

令和元年度末現在の市道の改良率が57.9%で、本市全体の65.5%と比較して低くなっています。

また、林道は延長93,206mとなっていますが、本地域のもつ豊富な森林資源の有効活用や適正な管理を行うためにも、林道整備等の重要性は高くなっています。

(イ) 水道・下水道

本地域では、昭和31年から簡易水道の計画的な整備を進め、安心安全な水道水の供給を行っており、令和元年度末の普及率は96.8%に達しています。

しかしながら、水道管や水道施設の老朽化が進んでいることから、安心安全の確保等を図るために、計画的な更新や改修が望まれています。

また、特定環境保全公共下水道事業※を計画的に整備し、本地域の水洗化率は82.3%となっていますが、市域全体の93.0%と比べ低く、引き続き、浄化槽の設置も含め、計画的な汚水処理施設の整備と今後老朽化が進むマンホールポンプや浄化センターの改築や更新が望まれています。

(ウ) 病院・診療所

本地域には、「コアプラザかの」に移設整備した鹿野診療所1箇所、民間の病院1箇所と歯科医院1箇所があります。

超高齢社会を迎え、安心して暮せる環境を形成するためには、地域医療の充実が不可欠であり、地域の実情にあった診療体制の再構築が課題となっています。

表1-2(1) 市町村財政の状況（地方財政状況調）

区 分	(単位：千円)		
	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	71,170,500	65,824,215	65,821,110
一般財源	36,287,567	36,606,183	36,521,794
国庫支出金	10,465,234	8,081,939	8,229,541
都道府県支出金	4,207,184	3,644,600	4,131,709
地方債	12,126,385	8,073,900	6,267,300
うち過疎対策事業債	56,400	95,800	65,400
その他	8,084,130	9,417,593	10,670,766
歳出総額 B	68,516,604	63,092,963	63,556,558
義務的経費	28,311,123	29,014,833	30,789,283
投資的経費	14,658,082	9,453,489	8,329,439
うち普通建設事業	13,781,473	9,325,322	7,320,596
その他	25,547,399	24,624,641	24,437,836
過疎対策事業費	79,897	97,464	65,668
歳入歳出差引額 C (A-B)	2,653,896	2,731,252	2,264,552
翌年度へ繰越すべき財源 D	400,441	416,463	243,071
実質収支 C-D	2,253,455	2,314,789	2,021,481
財政力指数	0.878	0.807	0.802
公債費負担比率	14.0%	15.7%	18.1%
実質公債費比率	—	—	8.6%
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	88.6%	93.3%	98.2%
将来負担比率	—	—	91.0%
地方債現在高	69,152,677	87,158,538	87,103,652

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況 (公共施設状況調)

区 分		昭和 5 5 年度末	平成 2 年度末	平成 1 2 年度末	平成 2 2 年度末	令和元 年度末
市町村道 改良率 (%)	周南市	42.8	56.6	61.4	64.1	65.5
	鹿野地域	12.1	41.1	51.6	57.5	57.9
市町村道 舗装率 (%)	周南市	76.5	93.4	94.7	95.2	95.4
	鹿野地域	80.8	96.0	95.9	96.7	96.7
農道延長 (m)	周南市	497,422	305,167	334,484	8,048	8,048
	鹿野地域	43,555	40,185	40,888	2,088	2,088
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	周南市	76.6	53.9	63.3	5.7	—
	鹿野地域	43.5	46.7	49.8	7.2	—
林道延長 (m)	周南市	185,266	223,094	229,233	232,896	237,602
	鹿野地域	56,597	75,913	83,359	88,643	93,206
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	周南市	8.2	9.9	9.7	4.7	—
	鹿野地域	11.2	15.6	18.9	—	—
水道普及率 (%)	周南市	83.3	86.4	87.7	92.2	94.0
	鹿野地域	57.7	71.1	74.7	86.0	96.8
水洗化率 (%)	周南市	0.0	50.9	75.5	92.2	93.0
	鹿野地域	0.0	13.9	38.5	83.7	82.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	周南市	14.9	20.3	18.8	18.1	18.2
	鹿野地域	3.2	23.4	27.8	29.4	24.6

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 鹿野地域の持続的発展のための基本方針

本地域は、市域全体の約30%を占め、地域住民のかけがえのない暮らしの場であるだけでなく、「農林産物の供給」をはじめ、農地、森林、河川等の適正な管理による「水源のかん養」や「二酸化炭素の吸収」、「木質バイオマス※」など再生可能なエネルギーの供給など、都市部を含めた市民生活を支える多面的で重要な役割を果たしています。

また、美しく素朴な景観や地域固有の歴史や伝統文化など都市部にはない豊かな地域資源が今日まで受け継がれており、市民に安らぎと多様なライフスタイルの実現など様々な恵みをもたらしています。

人口減少・少子高齢化の進行、合併の影響や地方分権改革など、地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域団体やNPO法人、企業、学校などの多様な主体が連携して、地域が抱えている様々な課題を解決できるような仕組みをつくり、本地域の有する豊かな地域資源を最大限に活用して地域の活力を高めるとともに、人々がいつまでも誇りと愛着を持って住み続けられる地域社会の実現を目指して、地域の実情に応じ、ハード事業、ソフト事業の両面から、地域の持続的な発展を支援することを基本方針とします。

イ 本市の中山間地域の振興策の重点的な推進

本市では、「第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画」の重点推進プロジェクトの一つとして、鹿野地域をはじめとする中山間地域の振興に取り組むこととしています。

したがって、鹿野地域の持続的発展は、このプロジェクト事業に取り組むことが基本となります。

中山間地域の持続的な発展を図るため、次の目標を掲げ、推進施策を展開していきます。

目標

人口減少や高齢化が進む中でも安心して誇りを持って暮らし続けられる地域の実現

展開方向

◎暮らし続けられる生活圏づくりの推進

◎地域の新たな担い手づくりの推進

◎地域資源の利活用による地域経済循環構造の創出

(7) 暮らし続けられる生活圏づくりの推進

- ◆小学校区等の生活拠点の中で、身近な生活サービスの維持や、地域資源を活用して収入を確保する取組等を経営の視点を取り入れて持続的に実践できる体制づくりを推進するとともに、買い物や医療などの一定の生活サービス機能を有する地域都市拠点等への生活交通を整備するなど、住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。
- ◆住民主体の地域づくりの機運醸成を図るとともに、「地域の夢プラン※」の策定や、その実践活動に取り組む地域をきめ細かく支援します。
- ◆「地域の夢プラン」の実践活動の促進に向けて、取組を進める地域が、それぞれ抱える課題の共有や解決策等について検討を行う場を設けるなど、地域間のネットワークを強化します。
- ◆「地域の夢プラン」の実現に向けたコミュニティビジネス※等の地域の自立を目指す取組を、外部人材や国・県等の助成制度を活用して、ソフト・ハード両面から支援します。
- ◆経営視点を取り入れて身近な生活サービスの維持や、地域資源を活用して収入を確保する取組等を行う「小さな拠点づくり」を推進するとともに、その取組を持続的に実践する「地域経営組織※」の構築に向けて、県等と連携して支援します。
- ◆地域づくり活動のコーディネーター役を担う市民センター職員の育成、地域づくりに関連する部署や（公財）周南市ふるさと振興財団との連携を強化します。
- ◆地域づくり活動の拠点である市民センター等について、計画的な整備や適切な維持・管理を行うとともに、より柔軟で幅広い活動が展開できるよう、地域の意向に応じて自らが管理・運営するための体制づくりを支援します。
- ◆将来にわたり持続可能で利便性の高い公共交通の実現を目指して、コンパクトなまちづくりと連携した公共交通網の形成を図るとともに、地域拠点と周辺を結ぶ生活交通等、地域公共交通ネットワークの形成に取り組みます。
- ◆地域の中心的な役割を担う都市的機能が集積する拠点と位置付ける地域都市拠点について、医療、商業等の身近な生活サービス施設や交通結節機能の維持・更新・集約に取り組みます。

(イ) 地域の新たな担い手づくりの推進

- ◆地域ぐるみで新規就農者をはじめとした移住者の受入を進めるとともに、将来的な地域の担い手にもつながるよう、本市に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を図るなど、地域を支える新たな人材の確保を推進します。
- ◆「地域の夢プラン」の取組を支援するプロセスの中で、新たな地域の担い手となる人材の発掘やリーダー的な人材の育成に取り組みます。
- ◆出身地などの愛着のある地域に多様な形で関わる「関係人口」を新たな担い手として活かす仕組みづくりを推進します。
- ◆（公財）周南市ふるさと振興財団と連携し、地域コミュニティ組織の相互交流や、若者の地域づくり活動への参画を促進します。

- ◆「里の案内人※」への活動支援により地域ぐるみで移住者の受入を推進するとともに、空き家の改修費用の助成や、空き家借り上げ住宅による住宅の整備など空き家を活用して移住者の住居を確保します。
- ◆空き家情報や地域の魅力を、ホームページや移住フェアなどを活用して効果的に情報を発信します。
- ◆地域おこし協力隊※制度や就業・起業支援制度等を活用するとともに、サテライトオフィスの誘致等に取り組むことにより若い世代の移住を促進します。
- ◆持続可能な農業を目指し、若者を中心としたU J Iターン就農のほか、集落営農法人※の経営力強化を図り、若者の雇用の場として育成します。
- ◆緑の雇用制度※を活用し、林業研修等を通じて、持続可能な林業就業に向けた若者の育成を図ります。
- ◆異業種参入を促進し、新たな担い手の増加に向けた仕組みづくりを進めます。
- ◆これまでの体験型教育旅行※等の受入れに加え、関係機関との連携を図り、海外からの教育旅行を受け入れる体制を構築します。

(ウ) 地域資源の利活用による地域経済循環構造の創出

- ◆地域製品のブランド化を推進し、産業振興や地域活性化など、魅力ある地域づくりにつなげます。
- ◆本市の自然・歴史・風土・生活・文化等の背景や製品に対する生産者の思い入れやこだわりを併せて、地域製品のPRを行います。
- ◆農山漁村の豊かな自然・食を積極的にPRし、観光・教育・健康分野に活用しながら都市と農山漁村の交流を推進します。
- ◆農林水産物の付加価値を高めるため、農商工と連携した6次産業化※を進めます。
- ◆農林漁業者が主体となって、地域資源を生かした加工品の開発や観光等により、新たなビジネスモデルを創出します。
- ◆6次産業化・地産地消法や農商工等連携促進法に基づく補助事業や有利な資金の活用などを関係機関とともに支援します。
- ◆産学官連携による6次産業化を推進します。
- ◆生産者自身や地域産業と連携した新たな商品開発や販路開拓のほか、農家レストランや農家民宿の経営など、第1次産業から6次産業化に向けた取組を支援します。
- ◆道の駅「ソレーネ周南」をはじめ、市内直売所への出荷などによる地産地消を推進するため、生産・集荷・販売体制の整備を推進します。
- ◆「しゅうなんブランド極※」を中心に、「周南地域地場産業振興センター」、「地域商社やまぐち」及び生産者と連携し、都市部で開催される商談会等で、売込みの強化を図ります。
- ◆（一財）周南観光コンベンション協会をはじめとする観光関係団体や企業との連携を強化しながら、地域資源を活用した「体験」「交流」「感動」できるニューツーリズム※を展開します。

- ◆自然や歴史、文化、暮らしなど、農山漁村地域が有する地域資源を活用したスローツーリズム※やグリーンツーリズム※などの体験交流活動を地域団体等と連携して推進するとともに、情報発信力を高めます。

ウ 鹿野地域で重点的に取り組む事項別の基本方針

本地域で重点的に取り組む対策は、次の事項を基本に、展開するものとします。

(ア) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- ◆移住・定住では、移住者受入に向けた取組の支援、空き家を活用した住居の確保、就業・起業支援制度の活用など、若い世代の移住を促進します。
- ◆地域間交流では、体験型教育旅行や体験交流活動などの都市農山漁村交流を通じて、地域の良さを再認識し、地域の活力の創出を目指します。
- ◆人材育成では、出身地などの愛着のある地域に多様な形で関わる「関係人口」を通じた新たな地域づくりの担い手の確保を目指します。

(イ) 産業の振興

- ◆農業では、新たな担い手の育成と確保、生産基盤の整備、生産体制の強化と販路の拡大、資源の適正管理と活用、有害鳥獣被害防止対策の推進を図ります。
- ◆林業では、林業就業に向けた若者の育成、林道等の生産基盤の整備、森林資源の適正な管理、森林経営に意欲的な企業と連携した森林の整備を進めます。
- ◆地場産業では、地域産品を活用したブランド化を推進するとともに、農商工との連携、産学官の連携、生産者と地域産業との連携など、多様な形での6次産業化を進めます。
- ◆商工業では、商工会と連携し、中小企業の多種多様な課題の解決を図り、経営基盤の強化に努めます。あわせてサテライトオフィス※等の整備や起業の支援を図り、市外からの移住者による新たな事業の創出を目指します。
- ◆観光・レクリエーションでは、地域資源を活用した「体験」「交流」「感動」でできるニューツーリズムを推進するとともに、既存の観光施設の魅力向上を図ります。

(ウ) 地域における情報化

- ◆情報化では、デジタル技術等を積極的に活用するとともに、地域全体に必要な知識や技術等の習得を図ることで、地域課題の解決や新たな価値の創造を実現します。

(エ) 交通施設の整備、交通手段の確保

- ◆道路では、安心・安全な道路環境の維持・整備を図ります。
- ◆交通機関では、地域公共交通ネットワークの構築を図るため、生活バス路線の維持やコミュニティ交通の運行を継続します。

(オ) 生活環境の整備

- ◆水道施設では、安心安全な水を安定供給するために老朽化が進む水道施設の計画的な整備・更新を行います。
- ◆下水道施設では、公共下水道の維持や浄化槽の設置補助を行い、地域の生活環境や水環境の保全に努めるとともに、下水道施設の改築・更新を進めます。
- ◆廃棄物処理では、行政・市民・事業者が協働して、ごみの減量化と再資源化を推進するとともに、老朽化が進む施設の計画的な更新を行います。
- ◆消防防災体制では、消防機械器具の計画的な整備や消防団員の確保を図ります。
- ◆住宅では、空き家情報バンク制度の活用等による空き家の有効活用を図ります。

(カ) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ◆児童福祉では、地域の実情に合った保育サービスの充実を図るとともに、子育ての喜びを感じられるよう、保護者の不安解消につながる子育て支援サービスの充実を推進します。
- ◆高齢者福祉では、高齢者が住み慣れた地域で心豊かに、いきいきと安心して暮らしていくことができるよう、地域で支える体制づくりや介護予防の取組の推進、高齢者の社会参加の促進などを図ります。
- ◆障害者福祉では、障害者が安心して自分らしく暮らせるよう、サービスの充実や支援体制の整備を進めます。

(キ) 医療の確保

- ◆医療では、誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに生活できるよう、地域医療体制の維持に向けた取組を進めます。

(ク) 教育の振興

- ◆学校教育では、児童生徒一人ひとりの確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する生きる力を育むとともに、変化が激しい社会を力強く「生き抜く力」を育む教育を進めます。
- ◆生涯学習では、地域住民の自主的、継続的な学習活動を支援するとともに、学んだ成果をまちづくりに生かすための生涯学習環境の充実に取り組みます。
- ◆スポーツでは、する、みる、ささえるといった様々な形で、生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができるまちづくりを進めます。

(ケ) 集落の整備

- ◆集落の整備では、住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられる地域の実現を目指し、暮らし続けられる生活圏づくりの推進や新たな担い手の確保に向けた取組を進めます。

(コ) 地域文化の振興等

- ◆地域文化の振興では、住民主体の文化・芸術活動の活性化や地域の特色ある歴史や文化の伝承を図り、多様な文化を認め合う、豊かで彩りのある文化の育成を図ります。

(ク) 再生可能エネルギーの利用の推進

- ◆再生可能エネルギーの利用の推進では、地球温暖化防止のため、脱炭素社会の実現を目指し、本地域が有する資源や自然を活かした再生可能エネルギーの導入を促進します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本地域が人口減少や高齢化が進む中でも、安心して誇りを持って暮らし続けられる地域となるよう、各種施策を展開することで、達成する目標を次のとおり設定します。

指標	目標値
鹿野地域における社会増減 ※各年度における転入者・転出者の差（外国人の動向を除く）	令和8年度 までの期間に 社会増を達成
鹿野地域に移住した世帯数 ※市の制度を活用して移住された世帯のR3～R8年度の累計数	令和8年度 までに12世帯 (2世帯/年)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況に関する評価は、計画の中間年（令和5年度）及び最終年（令和8年度）終了後に、地域住民の参画を得ながら実施するものとします。なお、評価にあたり、外部有識者の参画が得られるように努めます。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年度間とします。

なお、本計画は「山口県過疎地域持続的発展方針（令和3年度～令和7年度）」（以下「県方針」と言う。）を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超える令和8年度については、当該年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要に応じて計画の変更を行うものとします。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市においては平成27年8月に、インフラを含めた公共施設の老朽化に対応していくため、「周南市公共施設再配置計画」を策定しました。

この計画は、本市の「公共施設等総合管理計画」に位置づけられるものであり、計画の目的を「周南市の身の丈に応じた施設保有量の実現や、将来に向けた施設の方向性を示すこと」と定め、将来にわたって引き続き必要な市民サービスの提供を維持していくことを前提とする中で、今後の「公共施設の保有のあり方」として4つの基本方針（最適化）を示しています。

- ◆サービスの最適化：市民ニーズの変化に対応するサービスの提供
- ◆コストの最適化：効果的で効率的な施設の管理運営
- ◆量の最適化：次の世代に継承可能な施設保有
- ◆性能の最適化：安全に、安心して使用できる施設整備

こうしたことから、「周南市過疎地域持続的発展計画」に基づくハード面をはじめとした施策・事業の展開にあたっては、これらの4つの基本方針との整合性を図りながら、着実な実施に努めます。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

- ◇移住者の受入れを通じて活力が生まれている地域もあり、今後も、地域ぐるみで移住者を受け入れる一層の取組が必要となります。
- ◇移住者の受入れが進むにつれて、賃貸や売買が可能な空き家の数が減少しており、住居の確保が課題となっています。
- ◇コロナ禍において、新しい生活様式の定着やテレワークの普及など多様な働き方が広がる中、地方への移住に関心が高まっており、多様なライフスタイルの実現に向けた柔軟な対応が求められています。

イ 地域間交流

- ◇体験型教育旅行や体験交流活動などの都市農山漁村交流について、その実施や受入れを行った地域や家庭では、自分たちの住む地域の良さを再認識し、地域の活力の創出につながっています。
- ◇都市農山漁村交流の持続的な実施のため、受入体制の維持・確保を図るとともに、地域ぐるみでの一層の取組が必要となります。

ウ 人材育成

- ◇地域づくり活動を担うリーダーへの負担の増大や担い手不足が問題となっており、新たな人材の育成や地域の担い手の確保が必要です。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ◆移住希望者と地域との橋渡し役となる地域住民の活動である「里の案内人」への活動支援により、地域ぐるみの移住者受入れを推進します。
- ◆空き家の改修費用の助成や空き家借上げによる住宅の整備など、空き家や遊休施設などを活用して移住者の住居を確保します。
- ◆空き家情報や地域の魅力を、ホームページや移住フェアなどを活用して効果的に情報発信します。
- ◆地域おこし協力隊制度や就業・起業支援制度等を活用するとともに、サテライトオフィスの誘致等に取り組むことにより、若い世代の移住を促進します。

イ 地域間交流

- ◆自然や歴史、文化、暮らしなど、農山漁村地域が有する地域資源を活用したスローツーリズムやグリーンツーリズムなどの体験交流活動を地域団体等と連携して推進するとともに、情報発信力を高めます。

- ◆地域団体が行う交流イベントを支援し、交流・関係人口の拡大を図ります。
- ◆これまでの体験型教育旅行等の受入れに加え、関係機関との連携を図り、海外からの教育旅行を受け入れる体制を構築します。

ウ 人材育成

- ◆出身地などの愛着のある地域に多様な形で関わる「関係人口」を新たな担い手として活かす仕組みづくりを推進します。
- ◆（公財）周南市ふるさと振興財団と連携し、地域コミュニティ組織の相互交流や若者の地域づくり活動への参画を促進します。
- ◆農林業などの地域産業をはじめ、地域の担い手不足に対応するため、雇用の創出による地域の担い手の確保を図る「特定地域づくり事業協同組合※」の設立に向けた検討や、その導入を支援します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				
(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
	移住・定住	中山間地域等移住者受入体制整備事業 本地域の移住を推進するため、空き家の改修や家財道具の処分を支援する。	周南市	空き家の有効活用が図られ、地域の担い手となる移住者の受入につながる。
	地域間交流	都市農村交流促進事業 地域団体が主催する交流イベント事業を支援することで、交流人口及び関係人口の拡大を図る。	補助団体	地域のファン確保など交流人口や関係人口の構築・拡大につながる。
	人材育成	特定地域づくり事業協同組合支援事業 地域内の複数の事業者により設立された特定地域づくり事業協同組合の設立や運営を支援することで、安定した雇用や地域の担い手の確保を図る。	周南市	安定した雇用の創出や地域の新たな担い手確保につながる。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

- ◇過疎・高齢化の進行により、今後、集落機能の維持が困難となる集落が増加し、農林水産業についても従事者の高齢化や後継者不在による労働力不足、耕作放棄地の増加が予測されます。
- ◇農林水産物の価格低迷による経営意欲の減退を防ぐため、多様な担い手を確保し、生産性・収益性の向上を図る必要があります。
- ◇生産基盤の整備や近代化施設の整備が求められます。
- ◇地産地消の促進や新たな流通体系を確保する必要があります。
- ◇有害鳥獣の農作物被害は、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加の要因となることから、地域の実状に即した効果的な被害防止対策を進める必要があります。

イ 林業

- ◇木材価格の低迷や採算性の悪化により、林業従事者の経営意欲が減退しています。また、林業従事者の高齢化や担い手不足、不在森林所有者の増加、森林の荒廃が進んでいます。
- ◇保有山林面積が小さい森林所有者が多数を占め、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により、森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われない状況にあります。
- ◇市内の企業では、木材チップやペレット等、木質バイオマス材を燃料とした発電所の建設が進められ、木質バイオマスの需要は高まっています。

ウ 地場産業

- ◇米やわさび等、優れた産品が数多くありながら、認知度は総じて低い状況になっています。
- ◇農林業の生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出など、6次産業化の推進が求められています。
- ◇6次産業化は、個別の農林業者だけの取組ではなく、新たな販路の開発に繋がる事業者や、原材料の安定調達に向けた、他の農林業者とのネットワーク構築などが重要となります。

エ 商工業

- ◇本地域の商業は、経営規模の小さな個人経営が大半を占め、食料品を扱う小売業が中心となっており、消費者は都市部の大型店や量販店へ流出しています。
- ◇後継者不足などの多種多様な経営課題を抱えており、この解決には、個々の事業者に寄り添える高度な経営相談や経営指導が求められています。

オ 観光・レクリエーション

- ◇自然環境への関心の高まりや余暇の増大、ライフスタイルの変化等に伴い、「見る観光」から「参加・体験型の観光」へ、また「団体旅行」から「個人・グループ旅行」へと観光客のニーズは多様化しています。
- ◇観光ニーズが多様化する中で、本地域ならではの資源を活用し、地域や年齢などターゲットを設定した事業展開を図り、効果的な情報発信を行う必要があります。

(2) その対策

ア 農業

(7) 新規就農者等の担い手の確保

- ◆若者を中心としたU J I ターン就農のほか、集落営農法人の経営力強化を図り、若者の雇用の場として育成します。
- ◆異業種参入を促進し、新たな担い手の増加に向けた仕組みづくりを進めます。

(4) 生産基盤の整備

- ◆区画整理や水路・農道などの農業生産基盤や、集落道路などの生活環境基盤の整備を一体的に行い、効率的かつ安定的な農業経営の確立を図ります。
- ◆老朽化したため池等の農業用施設の改修を関係者と協議しながら計画的に進めます。

(7) 生産体制の強化と販路の拡大

- ◆米価の低迷を受け、集落営農法人等の経営の強化を図るため、主食用米から付加価値の高い酒米や業務用の多収米への生産転換を促します。
- ◆経営所得安定対策を活用しながら、小麦や大豆等の戦略作物や、需要の多いトマト・いちご・ほうれん草・わさびの作付けを推進し、担い手を核とした産地づくりを積極的に支援します。
- ◆作業の省力化などを図るスマート農業※の導入に向け、国の動向を踏まえながら、環境整備を図ります。

(1) 農業資源の適正管理と活用

- ◆農地中間管理機構※を活用し、農業経営の拡大・効率化を進める担い手への農用地の利用集積・集約化を図ります。
- ◆農地利用最適化推進委員と緊密に連携し、「人・農地プラン※」に位置付けられた経営体に、農用地の集積を図ります。

(6) 有害鳥獣被害防止対策の推進

- ◆地域ごとにきめ細かな被害防止対策を進めるため、集落ぐるみで行う集落環境調査や被害防止対策に対し、支援を行います。

- ◆移動式のサル捕獲檻を導入するなど、より効果的な有害鳥獣の捕獲活動を推進します。

イ 林業

(ア) 新たな担い手の育成と確保

- ◆新たな就業者を確保するため、緑の雇用制度を活用し、林業研修等を通じて、持続可能な林業就業に向けた若者の育成を図ります。

(イ) 生産基盤の整備

- ◆低コストで効率的な作業システムや高性能林業機械の導入を推進するため、林道・木材搬出専用道等の適切な維持管理を図ります。

(ウ) 生産体制の強化と販路の拡大

- ◆木材チップやペレット等木質バイオマス材原料の効率的・安定的な共有を図るため、木質バイオマス材の生産体制の構築を市有林でモデル的に行います。
- ◆早世樹種の植林を進め、短期間で安定的な収入と木質バイオマス材の生産ができる体制を構築し、民有林に拡大することで、林業経済の好循環と市内産木材の地産地消を推進します。
- ◆作業の省力化などを図るスマート林業※の導入に向け、国の動向を踏まえながら、環境整備を図ります。

(エ) 森林資源の適正管理と活用

- ◆新たな森林経営制度の推進により、林業振興と森林の適正な管理の両立を図ります。
- ◆森林経営に積極的な企業に市有林を貸出し、企業と連携した森林整備を進めます。

ウ 地場産業

(ア) 地域製品のブランド化

- ◆地域製品のブランド化を推進し、産業振興や地域活性化など、魅力ある地域づくりにつなげます。
- ◆自然・歴史・風土・生活・文化等の背景や製品に対する思い入れやこだわりを併せて、地域製品のPRを行います。
- ◆農山漁村の豊かな自然・食を積極的にPRし、観光・教育・健康分野に活用しながら都市と農山漁村の交流を推進します。

(イ) 6次産業化の推進

- ◆農産物の付加価値を高めるため、農商工と連携した6次産業化を進めます。
- ◆農林業者が主体となって、地域資源を生かした加工品の開発や観光等により、新たなビジネスモデルを創出します。

- ◆産官学連携による6次産業化を推進します。
- ◆生産者自身や地域産業と連携した新たな商品開発や販路開拓のほか、農家レストランや農家民宿の経営など、第1次産業から6次産業化に向けた取組を支援します。

(ウ) 地産地消・地産外商の推進

- ◆道の駅「ソレーネ周南」をはじめ、市内直売所への出荷などによる地産地消を推進するため、生産・集荷・販売体制の整備を推進します。
- ◆「しゅうなんブランド極」を中心に、「(公財)周南地域地場産業振興センター」、「地域商社やまぐち」及び生産者と連携し、都市部で開催される商談会等で、売込みの強化を図ります。
- ◆道の駅「ソレーネ周南」等で開催されるイベントを通じて、「鹿野高原豚」、「鹿野わさび」などをはじめとする「しゅうなんブランド」のPRを行います。

エ 商工業

- ◆商業・サービス業等、地域の事業者が連携し、自らが主体となって地域経済の活性化を図ることができる仕組みづくりに取り組みます。
- ◆商工会等と連携し、商業・サービス業等の振興や、多様な経営課題の解決に取り組めます。
- ◆市制度融資の充実を図り、中小企業者等への資金繰りの円滑化を推進します。
- ◆商工会等が行う中小企業者への経営相談・経営指導を支援します。
- ◆移住者による起業などを支援し、新たな産業の創出を支援します。

オ 観光・レクリエーション

- ◆(一財)周南観光コンベンション協会をはじめとする観光関係団体や地域団体、企業との連携を強化しながら、「体験」「交流」「感動」できるニューツーリズムを展開します。
- ◆自然や歴史、文化、暮らしなど、本地域が有する地域資源や各種施設を活用したスローツーリズムやグリーンツーリズムなどの体験・交流活動を推進するとともに、その情報発信に努めます。
- ◆地域団体主催のイベント等を支援し、地域内外からの交流人口拡大を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興				
(9) 観光又はレクリエーション				
		鹿野天神山公園整備事業	周南市	
		長野山緑地等使用施設整備事業	周南市	
		せせらぎ・豊鹿里パーク整備事業	周南市	
		鹿野観光交流拠点施設整備事業	周南市	
		鹿野山村広場整備事業	周南市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
	第一次産業	新規就農者パッケージ支援事業 就農を志す若者の定着を図るため、技術研修、農地の確保、機械・施設の整備、住居の確保などを包括して支援する。	周南市	就農を希望する若者に対して包括した支援を行うことで、今後の農業の担い手の育成につながる。
		わさび産地化推進事業 わさびパイオ苗の生産能力を強化することで、本地域を中心とした周南市産わさびの生産を拡大するとともに、ブランド化を図る。	周南市	わさびの生産が強化され、ブランド化が図られることで、農業従事者の所得向上につながる。
		農産物産地化・安定出荷支援事業 新規就農初期の経営安定化を図るため、種苗代や出荷に要する経費を支援する。	周南市	農業に専念できる環境を整え、就農初期から安定した就農ができる体制の構築につながる。
		新規就農者等住宅支援事業 新たな農業従事者の定着を図るため、新規就農者や新規就農者を受け入れる法人などが行う住宅整備等を支援する。	周南市	住居の確保により、農業の担い手だけではなく、今後の地域活動の担い手の確保にもつながる。
	商工業・6次産業化	地域ブランド創出支援事業 地域の農林産物を利用した特産品の企画・開発、販路の開拓などブランド化の創出を図る。	周南市	農林産物等を活用した特産品が開発されることで、地域に生み出す所得の増加につながる。
	観光	商工団体育成事業（観光イベント事業） かのふるさとまつりを企画・開催する団体を支援する。	補助団体	地域団体主催イベントを支援することにより、地域を担う人材の育成や、地域内外の交流人口の拡大につながる。
		観光イベント事業 かの冬花火を企画・開催する団体を支援する。	補助団体	同上
	その他	中山間地域起業促進事業 空き家等を活用した移住者による起業や法人等によるサテライトオフィスの開設を支援する。	周南市	空き家の有効活用が図られ、地域の担い手となる移住者の受入や、新たな雇用先の確保につながる。
(11) その他				
		多面的機能支払交付金事業	周南市	
		環境保全型農業直接支払交付金事業	周南市	
		中山間地域等直接支払交付金事業	周南市	
		分収林調査委託事業	周南市	
		一般造林等補助事業	周南市	
		公有林保育事業	周南市	
		商工団体育成事業	補助団体	
		中小企業経営指導事業	補助団体	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
過疎地域全域 (鹿野地域)	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和3年4月1日 ～ 令和9年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

農林業振興施設や観光・レクリエーション施設などの「産業の振興」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、施設分類別計画に基づいた適切な維持管理等を図ります。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

- ◇高齢化や生産年齢人口の減少が進み、周辺部の高齢者や交通弱者にとって必要な市民サービスの享受が困難になっています。
- ◇様々な分野においてデジタル化が進展する一方で、デジタル技術を活用できる人材が不足することが予想され、人材の育成が必要となります。
- ◇ICT（情報通信技術）を利用できる方と利用できない方との間に生じる情報格差や地域間の情報格差の解消が必要となります。

(2) その対策

- ◆デジタル技術を活用したスマート市役所※の推進や公共施設でのWiFi環境の整備等により、市民サービスと生産性の向上を図ります。
- ◆デジタル専門人材の育成や活用により、地域課題の解決を図ります。
- ◆専門人材だけではなく、住民がICTを活用できる能力の習得に向けて、必要な知識、技術等を習得する機会を創出します。
- ◆高度なICTインフラの整備について、通信事業者等へ働きかけるなど、ICT利用環境のユニバーサル化を促進します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(3) その他			
		コアプラザかの管理運営事業 (Wifi環境整備事業)	周南市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

- ◇本地域を北東から南西に貫く国道315号と、このアクセス道として主要県道5路線、一般県道2路線が地域内を縦横に通っています。これらはいずれも産業、文化の交流等と不離密接な関係にある市道を結ぶアクセス道であり、通勤、通学等各方面で重要な役割を果たしています。
- ◇地域に密着した市道は、全体的に老朽化が進んでおり、維持管理経費が増加傾向にあるため、計画的な補修等を行う必要があります。
- ◇農道は、農作業の効率化、農産物流の合理化等を通じた農業生産の近代化と生産性の向上を図るとともに、地域の活性化、地域間の交流促進に大きな役割を担っています。
- ◇林道は、効率的な林業経営の展開や森林の適正な維持管理の推進のために必要な施設であるとともに、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしています。

イ 交通機関

- ◇本地域では、日常生活に密着した交通機関として、平成19年度から予約型乗合タクシーの運行を開始し、移動手段としての役割を果たしていますが、近年、利用率が低迷しています。
- ◇人口減少、少子高齢化、マイカーの普及拡大、運転士不足などにより、路線バスをはじめとした公共交通網の維持が困難となることが予測されます。

(2) その対策

ア 道路

- ◆円滑な移動の確保や地域間交流の促進を図るため、市内の各拠点地区を結ぶ国道や県道などの整備を要請します。
- ◆市民生活に密着した生活道路の安心・安全・快適な環境整備を実施します。
- ◆安心・安全な道路環境を維持するため、計画的かつ効率的な道路・橋梁の維持管理を行います。

イ 交通機関

- ◆将来にわたり持続可能で利便性の高い公共交通の実現を目指して、地域拠点と周辺を結ぶ交通など、地域公共交通ネットワークの構築に取り組みます。
- ◆コミュニティ交通については、利用者のニーズに則した運行内容に見直し、利便性の向上や効率的な運行となるよう検討を行います。

- ◆民間の不採算バス路線については、地域の実情や効率性を踏まえながら助成を継続し、生活バス路線の維持確保に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保				
(1) 市町村道				
道路				
	大町線（舗装）		周南市	
	向原線（舗装）		周南市	
	末永線（改良）		周南市	
	鹿野片山線（舗装・路肩整備）		周南市	
	大潮小河内線（舗装・路肩整備）		周南市	
	堤上野線（舗装）		周南市	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業				
	公共交通	地方バス路線維持対策事業 市中心部とを結ぶバス路線の維持を図るため、 赤字バス路線を運行する交通事業者を支援する。	周南市	交通弱者の移動手段が確保 されることにより、住み慣 れた地域で暮らし続けてい くことが可能となる。
		コミュニティ交通運行事業 本地域中心部と周辺部をつなぐ移動手段である コミュニティ交通を運行する。	周南市	同上
(10) その他				
		市道維持管理事業	周南市	
		除雪対策事業	周南市	

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

◇本地域には、鹿野簡易水道事業と鹿野渋川地区簡易水道事業の2つの事業を運営していましたが、経営基盤の安定化及び効率化を図るため、周南市水道事業に統合しました。

◇安定した給水を確保するため、浄水施設や管路の老朽化に対して、計画的な更新や耐震化などを図る必要があります。

イ 下水道施設

◇下水道施設の老朽化が進む中、地震などの災害時においても機能を確保するため、適正な維持管理と施設の計画的な改築・更新を進めていくことが必要です。

◇地域住民の健康で安全・快適な生活を確保するため、人口減少などの近年の社会情勢を踏まえ、今後は地域の実情に応じた污水处理施設を選択し、未普及地区の整備を推進していくことが必要です。

◇下水道整備計画区域外の地域においては、浄化槽の整備を促進し、生活排水対策を進める必要があります。

ウ 廃棄物処理施設

◇平成16年度に稼働した鹿野一般廃棄物最終処分場の設備については、更新等を含めその活用の方角性を検討する必要があります。

エ 消防防災体制の整備

◇本地域の消防体制は、北消防署と消防団（3つの分団）で組織しています。

◇消防団では、地域防災力の要となる団員の確保が課題となるとともに、地域の実情に応じた組織再編の検討や、機材・装備の充実を、計画的に進める必要があります。

オ 住宅

◇本地域の公営住宅は、5団地に83戸を設置しており、うち、現在募集を行っている住宅の入居状況は62.07%となっています。また、民間借家の少ない本地域では、中堅所得者層を対象とした特定公共賃貸住宅を10戸設置しています。

◇過疎化の影響から、地域内に、個人所有の空き家が増加していることから、空き家に関する情報を登録し、利用を希望する人に情報提供を行う、空き家情報バンク制度など、空き家住宅の有効活用を図る必要があります。

(2) その対策

ア 水道施設

- ◆水の安定供給が行えるよう浄水施設の機能維持を図るとともに、経年化・老朽化が進み、漏水の可能性のある主要な水道管の更新を計画的に行います。

イ 下水道施設

- ◆錦川の源流をもつ本地域では、河川水質保全と生活環境の保全に努めるため、特定環境保全公共下水道の維持管理や改築・更新を計画的に行います。
- ◆下水道整備計画区域外の地域においては、浄化槽の設置補助制度を継続し、浄化槽の整備を促進します。

ウ 廃棄物処理施設

- ◆ごみの分別を徹底するとともに、粗大ごみや燃やせないごみ・処理困難物を効率的に処理し、再資源化を推進します。
- ◆鹿野一般廃棄物最終処分場の施設の機能の維持を図ります。

エ 消防防災体制の整備

- ◆消防署や消防団に配備している消防車両や資機材等の計画的な整備を行うとともに、消火栓や防火水槽などの消防水利施設を計画的に整備します。
- ◆消防団機庫については、機動力と併せて機能強化を推進するため、集約及び拠点化を図ります。
- ◆消防団については、団員の確保に取り組むとともに災害対応力を高めるための教育・研修を充実します。

オ 住宅

- ◆公営住宅については、社会情勢の変化により変動する住宅需要を考慮しながら、必要戸数を確保するとともに、計画的な市営住宅の維持管理に努めます。
- ◆空き家については、適正な管理を呼びかけるとともに、空き家情報バンクや移住支援制度を活用しながら、空き家の有効活用を推進します。
- ◆地域の担い手として期待される移住者の受入体制の強化を図るため、空き家の掘り起しや移住者がスムーズに地域に溶け込める仕組みづくりを地域との連携により進めます。
- ◆移住に関するきめ細やかな相談対応や地域との橋渡し役を担う「里の案内人」の活動を支援するため、研修会等を通じたスキルアップを図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備				
(1) 水道施設				
	上水道	管路耐震化事業	周南市	
		浄水施設整備事業	周南市	
(2) 下水処理施設				
	公共下水道	特定環境保全公共下水道整備事業	周南市	
	その他	浄化槽設置整備事業	周南市	
(3) 廃棄物処理施設				
	ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分場施設整備事業	周南市	
(5) 消防施設				
		消防水利施設管理事業	周南市	
		消防機械器具強化充実事業	周南市	
		消防団機械器具強化充実事業	周南市	
		救急業務高度化推進事業	周南市	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業				
	危険施設撤去	普通財産管理事業 老朽化が著しく、近隣の生活環境や景観に悪影響を及ぼしている廃止公共施設の建物等の解体・撤去を図ることで、生活環境等の維持・確保を図る。	周南市	老朽化した廃止施設の建物等が解体・撤去されることにより、生活環境の向上や景観の改善が図られる。
	防災・防犯	街なか街灯リニューアル事業 本地域中心部に設置されている老朽化した防犯灯の更新を図る。	周南市	老朽化した防犯灯が更新されることにより、防犯効果が高まり、地域の安心・安全につながる。
(8) その他				
		鹿野斎場管理運営事業	周南市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上下水道施設や廃棄物処理施設などの「生活環境の整備」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、施設分類別計画に基づいた適切な維持管理等を図ります。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

- ◇良好な幼児教育や保育環境の提供、子育て支援サービスの充実に図るとともに、適切な集団規模を確保し、効果的な運用を行うため、鹿野幼稚園と鹿野保育園を統合し、令和2年4月から幼保連携型認定こども園※である鹿野こども園を開設しています。
- ◇本地域では、安心・安全な居場所の提供や地域住民による学びの提供などを目的とした放課後子供教室や児童クラブを開設しています。
- ◇子どもを取り巻く環境の複雑化等により子育ての孤立化や負担の増加が懸念されており、身近な場所で気軽に相談ができる支援体制や、地域の実情やニーズに応じた子育て支援が引き続き求められます。

イ 高齢者福祉

- ◇本地域の高齢化率は、53.0%（令和3年3月末日現在外国人住民を除く住民基本台帳）で、一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。
- ◇高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域で支える体制づくりを進める必要があります。
- ◇本地域には、市が設置した高齢者福祉施設として、「鹿野高齢者生産活動センター」、「石船温泉憩の家」があります。

ウ 障害者福祉

- ◇障害児・障害者の地域生活に関する支援のニーズが多様化・専門化しており、支援に関わる人たちの連携とスキルアップがますます重要となっています。
- ◇障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害者に対する地域の支援体制の整備、就労支援やサービス提供体制の確保が課題となっています。

(2) その対策

ア 児童福祉

(ア) 子育て支援サービスの充実

- ◆保護者や親子の身近な交流の場である鹿野子育て支援センターを開設するなど、保護者の不安解消につながる継続的な子育て支援を実施します。

(イ) 保育サービスの充実

- ◆鹿野こども園の運営や施設の適切な維持管理を図りながら、多様化する保育ニーズへ柔軟に対応することで、保護者が必要とする幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の確保に努めます。

イ 高齢者福祉

(ア) 高齢者を地域で支える体制づくり

- ◆医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- ◆認知症の高齢者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、相談・見守り体制を整備します。
- ◆高齢者福祉施設の利便性の向上や安心・安全を確保するため、必要に応じた施設改修や整備を行います。

(イ) 介護予防の推進

- ◆高齢者が健康でいきいきと生活を送ることができるよう、「住民運営の通いの場」への支援や、「ふれあいいきいきサロン」の担い手の育成等、介護予防の取組を推進します。

(ウ) 高齢者の社会参加の促進

- ◆高齢者の社会参加に向けた事業に取り組むとともに、ニーズに対応した老人クラブの展開を支援し、高齢者の仲間づくりや、生きがい活動、健康づくりを推進します。
- ◆高齢者が地域活動の担い手として、多様に活躍できるよう環境整備を図るとともに、地域の特性に応じて活動が継続できるよう支援します。
- ◆地域の「助け合い・支え合い」による生活支援サービスの提供と社会参加を一体的に推進します。
- ◆既存の交通資源を活用した移動支援や新たな交通手段を確保することで、高齢者の外出を支援し、社会参加の促進を図ります。
- ◆本地域に密着した保健・福祉・医療・地域活動の拠点施設である「コアプラザかの」の有効活用に努めます。

ウ 障害者福祉

- ◆障害児・障害者やその家族等に対する相談支援の充実を図るため、支援に従事する人たちのスキルアップと、支援に関わる各機関の連携を図ります。
- ◆通所や居宅に係る障害福祉サービス事業所の拡充に取り組むとともに、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける体制の整備を図ります。
- ◆障害者就業・生活支援センター※をはじめ関係機関と連携して、障害者の就労を支援していきます。
- ◆市が発信する情報の取得や利用を拡大するため、意思疎通支援の充実と情報アクセシビリティ※を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
(3) 高齢者福祉施設				
	その他	石船温泉整備事業	周南市	
(8) 過疎地域持続的発展特別事業				
	高齢者・ 障害者福祉	緊急通報体制等整備事業 ひとり暮らし等の高齢者や障害者の緊急事態への 対応や安否確認、各種相談等を行う緊急通報シス テムの整備を図る。	周南市	緊急事態が発生した際に連 絡できる体制が構築され、 安心して暮らせる環境が整 備される。
(9) その他				
		生活支援ハウス運営事業	周南市	
		老人クラブ助成事業	周南市	
		高齢者バスタクシー運賃助成事業	周南市	
		福祉タクシー助成事業	周南市	
		通所就労施設利用者就労支援給付金支給事業	周南市	
		介護予防中山間地域拠点事業	周南市	
		ふれあいいきいきサロン助成事業	周南市	
		地域包括支援センター運営事業	周南市	
		児童クラブ事業	周南市	
		地域子育て支援拠点事業	周南市	
		認定こども園運営事業	周南市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

認定こども園や高齢者福祉施設などの「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、施設分類別計画に基づいた適切な維持管理等を図ります。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

- ◇本地区の診療施設は、公的医療機関である国民健康保険鹿野診療所と民間病院1箇所及び民間歯科医院1箇所があります。
- ◇人口の減少に加え、医師の確保が非常に困難な状況の中、将来に向けて広域的な医療体制の検討が必要になります。
- ◇救急医療については、安定的な維持を図るため、地域の診療所と高度専門医療を行う病院が役割を分担し、連携できる体制をつくる必要があります。

(2) その対策

- ◆鹿野診療所の医療体制の維持を図りながら、本地区の民間病院との機能分化と連携を深め、疾病の予防から、診断、治療、リハビリテーションまでの一貫した総合サービスの供給体制づくりを推進します。
- ◆本地区を含めた中山間地域の医療体制を維持するため、県などと連携し、広域的な医療体制の構築やICTを活用した遠隔医療の導入などを検討します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保				
(1) 診療施設				
	診療所	医療機器整備事業	周南市	
(3) 過疎地域持続的発展特別事業				
	自治体病院	国民健康保険診療施設体制維持事業 地域医療体制を整備し、地域内で安心して暮らすことのできる環境づくりを推進する。	周南市	医療が受けられる体制を維持することで、引き続き安心して暮らし続けられる地域の実現につながる。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

診療施設などの「医療の確保」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、施設分類別計画に基づいた適切な維持管理等を図ります。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

- ◇令和3年5月1日現在の本地域の学校教育施設は、小学校1校、中学校1校、県立高等学校分校（普通科）1校があります。このうち、県立高等学校分校については、令和4年度末で閉校する見込みです。
- ◇義務教育の現状は、鹿野小学校8学級68人、鹿野中学校5学級45人となっています。（令和3年5月1日現在）
- ◇高度情報化の進展や社会情勢の急激な変化により、子どもたちが抱える課題が複雑化・多様化しており、グローバルな視野で物事を捉え、行動していく「生き抜く力」を育む教育が求められています。
- ◇道徳教育や多様な体験活動を通じた「豊かな心」、いきいきと生きるための健康や体力などの「健やかな体」の育成に、家庭や地域等と連携して取り組むとともに、地域や文化等を生かした特色のある教育を推進します。

イ 生涯学習

- ◇人生100年時代、技術革新に伴う超スマート社会※、人口減少といった時代の変化に伴い発生する現代的課題に適応する知識や能力を身に付けられるよう、幅広い分野の学習機会を充実させるとともに、身に付けた知識や能力を発揮する機会を拡充させることが求められます。
- ◇地域活動の拠点施設として整備した「コアプラザかの」を中心に、文化活動をはじめとする各種サークル・団体の活動など、生涯学習を推進しています。
- ◇鹿野図書館は、地域の読書活動、生涯学習、情報の拠点としての役割を果たすとともに、一層のサービス向上に努める必要があります。あわせて施設の老朽化が進んでいることから、施設や設備の修繕・改修を進める必要があります。

ウ スポーツ

- ◇本地域のスポーツ施設としては、鹿野総合体育館、鹿野プール、鹿野庭球場などを整備しています。
- ◇学校体育施設を一般開放するとともに、鹿野山村広場やふれあいひろば（屋内多目的広場）をスポーツ活動に利用しています。
- ◇小・中学校の体育の授業にも使用している鹿野プールなど多くの施設について、老朽化が進んでおり、安全に快適な利用ができるよう、計画的な改修等を行う必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育

- ◆児童生徒がより良い環境で充実した教育が受けられるよう、施設や空調等の整備、学習機器の充実など、必要な整備・改修に努めます。
- ◆「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善、ネイティブの外国語授業、ICT教育の推進など質の高い学びの実現により、「確かな学力」の育成や、グローバルな視点を持った子どもの育成に取り組みます。
- ◆道徳教育の充実や子どもの読書活動の推進、多様な体験活動等を通した「豊かな心」の育成や、コミュニティ・スクール※を核とした、地域とともにある学校づくりの推進により学校の安定化を図り、児童生徒が地域の良さや温かさに触れることで、ふるさとを愛する心の育成に取り組みます。

イ 生涯学習

- ◆「ユアプラザかの」や鹿野図書館を拠点として、社会教育関係団体や学習グループのみならず、行政機関、農林生産団体、商工業団体、福祉団体等との連携のもとに、生涯学習推進体制を強化し、地域づくりを実践します。
- ◆各種団体や文化活動グループの育成及び、活動に対する支援を行うとともに、地域の担い手となる人材の発掘・育成に取り組みます。
- ◆鹿野図書館については、利用者の多様なニーズに対応した蔵書の充実を図るとともに、老朽化した施設の改善を図り、生涯学習、情報収集の拠点としての整備に努めます。

ウ スポーツ

- ◆施設の適切な維持管理が行えるよう、ライフサイクルコスト※に配慮した計画的な改修に努めます。
- ◆鹿野総合体育館などの体育施設について、誰もが利用できる環境を整えるため、老朽化した施設や設備などの改修を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興				
(1) 学校教育関連施設				
	校舎	鹿野小学校管理教室棟改修事業	周南市	
(3) 集会施設、体育施設等				
	体育施設	鹿野地区体育施設改修事業	周南市	
	図書館	鹿野図書館整備事業	周南市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(5) その他			
		鹿野学校給食センター管理運営事業	周南市	
		鹿野小・中学校運営事業	周南市	
		充実した学校生活サポート事業	周南市	
		英語教育支援事業	周南市	
		生活指導推進事業	周南市	
		学校図書館活用推進事業	周南市	
		コミュニティ・スクール推進事業	周南市	
		児童・生徒・教職員健康管理費	周南市	
		G I G A スクール構想推進事業	周南市	
		鹿野図書館管理運営事業	周南市	
		鹿野図書館資料購入事業	周南市	
		鹿野図書館システム管理運営事業	周南市	
		コアプラザかの管理運営事業	周南市	
		かのゆめはな推進事業	周南市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校教育関連施設や集会・体育施設などの「教育の振興」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、施設分類別計画に基づいた適切な維持管理等を図ります。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

- ◇本地域は、46集落で構成されており、本町集落を中心とした町なか、大潮、渋川、仁保津及び金峰地区の5つの基本集落に分かれており、町なかに総合支所や小中学校などの公共施設が集中しています。
- ◇各集落の現状は、令和3年5月末時点で、全46集落のうち、約3分の1となる17集落が小規模・高齢化集落※となっています。
- ◇小規模・高齢化集落は、本地域の周辺部に多く存在しており、これらの集落では、農業等の生産活動が低下するだけでなく、集落の清掃や草刈などの集落機能の維持が困難な状況も出てきています。
- ◇これらの集落では、後継者をはじめ、市内都市部などの近隣に居住する出身者によって、最低限の維持管理が行われていますが、耕作放棄地や空き家が増加しており、本地域全体でも増加しています。
- ◇本地域では、地域のあるべき将来像を描き、その実現に向けた行動計画である「地域の夢プラン」を令和2年3月に策定し、その実現に向けた取組が始まっています。

(2) その対策

ア 暮らし続けられる生活圏づくりの推進

- ◆人口減少や高齢化により集落機能の維持が困難になってくる中、地域が抱える様々な課題やニーズに対応していくため、小学校区等の広域的な範囲で地域を支え合う生活圏づくりを進めます。
- ◆生活圏づくりにあたっては、身近な生活サービスの維持や、地域資源を活用して収入を確保する取組等を経営の視点を取り入れ、持続的に実践できる「地域経営組織」の構築に取り組みます。
- ◆買い物や医療などの一定の生活サービスを有する中心地域と周辺地域を交通、情報等のネットワークで結び、安心して住み続けられる地域を目指します。
- ◆「地域の夢プラン」の実現を支援するため、コミュニティビジネス等の地域の自立を目指す取組を、外部人材や国・県等の助成制度を活用して、ハード・ソフトの両面から支援します。

イ 集落の担い手の確保

- ◆「地域の夢プラン」の取組を支援するプロセスの中で、新たな地域の担い手となる人材の発掘やリーダー的な人材の育成に取り組みます。
- ◆「地域おこし協力隊」等の外部人材の導入や、出身地などの愛着のある地域に多様な形で関わる「関係人口」など、新たな担い手として活かす仕組みづくりを推進します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備				
(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
	集落整備	地域おこし協力隊員等設置事業 地域の主体的な取組を支援する外部人材を配置し、集落機能の維持や地域の活性化を図る。	周南市	外部人材による新たな発想や地域と連携した取組等が開始されることで、地域活動の活性化等につながる。
		地域経営中核的ビジネス確立支援事業 地域で暮らし続けられる生活圏の形成に向け、生活サービスの維持や地域資源を活用した収益事業について、経営の視点を取り入れ継続的に地域運営組織の立ち上げを支援する。	周南市	地域運営組織による活動が開始されることで、生活サービス等、地域活動の維持・継続につながる。
(3) その他				
		コミュニティ推進事業	周南市	

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 文化財等の保存と伝承

- ◇令和3年に本地域の「漢陽寺庭園」が「造園文化の発展に貢献しているもの」として、国の登録記念物※（名勝地関係）に登録されました。
- ◇本地域に、県指定2件、市指定5件の指定文化財があります。これらの文化財をはじめとする歴史・文化などを、次世代へ確実に継承することが必要です。
- ◇地域で伝承されている伝統芸能を保存する団体は、鹿野網代保存会など4団体がありますが、社会環境の急激な変化による後継者不足から、長い歴史の中で育まれてきた伝統芸能が失われつつあります。
- ◇郷土芸能については、各地区の若年層の流出や高齢化等の影響から、その継承が難しくなっており、地域ぐるみで行う後継者の育成やリーダーの養成が必要となっています。

イ 文化活動の推進

- ◇文化・芸術に対する価値観の多様化に伴い、文化協会をはじめとする市民の主体的な文化芸術活動への支援が求められています。
- ◇文化芸術活動参加者の高齢化や固定化が進んでおり、新たな担い手や若い世代の参加促進が課題となっていることから、文化芸術活動の裾野を広げ、新たな担い手を育成することが必要です。
- ◇住民のニーズに対応した文化活動を推進する必要があります。

(2) その対策

ア 文化財等の保存と伝承

- ◆文化財については、周南市文化財審議会や各関係機関と連携のもと、文化財の実態調査や新たな資源の掘り起こし、保存・保管のための研究に努め、後世へと継承していきます。
- ◆郷土芸能や伝統的な地域文化・風俗習慣などの継承については、関係団体の育成に努めます。
- ◆地域の歴史や伝統文化を、観光資源としても広く活用し、次世代に継承します。

イ 文化活動の推進

- ◆自主的に文化活動に親しみ、心豊かで生きがいのある生活が送れるよう、住民のニーズに応じた講座、教室の開催や情報の提供を図ります。
- ◆快適に利用できる文化・芸術活動の活動拠点の提供に取り組みます。
- ◆住民の自主的・積極的な文化活動を促進するため、各種団体や文化活動グループの育成及びその活動に対する支援を行います。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(3) その他			
		郷土芸能保存事業	補助 団体	

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

◇地球温暖化防止のため、温室効果ガス排出削減に努めるとともに、地域の実情にあわせた再生可能エネルギーを活用し、脱炭素社会の実現を図る必要があります。

(2) その対策

◆太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電など、本地域が有する資源や自然を活かした再生可能エネルギーの導入を促進します。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

◇本地区は、人々のかけがえのない暮らしの場であるだけでなく、水源のかん養や二酸化炭素の吸収、新鮮で安全な農林産物、日本の原風景とも言える美しく素朴な景観、地域固有の歴史や伝統文化など、都市地域には無い価値を有し、様々な恵みをもたらしています。

◇この豊かな地域資源を最大限に活用して、地域の活力を高めるとともに、人々がいつまでも安心して誇りを持って住み続けられる地域の実現を目指した取組を行い、地域の持続的な発展を図ることが求められています。

(2) その対策

◆住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、基金の積立等による財源確保を図ります。

◆なお、基金の積立について、本計画期間終了時点に残高がある場合には、計画期間終了後においても、地域の持続的発展に資する事業に基金を取り崩して活用します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 その他地域の持続的発展に関し必要な事項				
(1) 過疎地域持続的発展特別事業				
	自治会集会所建設費助成事業 地域が実施する自治会集会所の建設・改修等を支援し、自治会活動の活性化を図る。		周南市	各種活動の実践の場である自治会集会所を整えることで、自治会活動の維持や継続につながる。
	基金管理事業 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための基金積立		周南市	将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために必要な事業へ活用することで、持続的な発展につながる。
(2) その他				
	鹿野総合支所整備事業		周南市	
	地籍調査事業		周南市	

(再掲) 過疎地域持続的発展特別事業

事業計画 (令和3年度～8年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				
移住・定住		中山間地域等移住者受入体制整備事業 本地域の移住を推進するため、空き家の改修や家財道具の処分を支援する。	周南市	空き家の有効活用が図られ、地域の担い手となる移住者の受入につながる。
地域間交流		都市農村交流促進事業 地域団体が主催する交流イベント事業を支援することで、交流人口及び関係人口の拡大を図る。	補助団体	地域のファン確保など交流人口や関係人口の構築・拡大につながる。
人材育成		特定地域づくり事業協同組合支援事業 地域内の複数の事業者により設立された特定地域づくり事業協同組合の設立や運営を支援することで、安定した雇用や地域の担い手の確保を図る。	周南市	安定した雇用の創出や地域の新たな担い手確保につながる。
2 産業の振興				
第一次産業		新規就農者パッケージ支援事業 就農を志す若者の定着を図るため、技術研修、農地の確保、機械・施設の整備、住居の確保などを包括して支援する。	周南市	就農を希望する若者に対して包括した支援を行うことで、今後の農業の担い手の育成につながる。
		わさび産地化推進事業 わさびバイオ苗の生産能力を強化することで、本地域を中心とした周南市産わさびの生産を拡大するとともに、ブランド化を図る。	周南市	わさびの生産が強化され、ブランド化が図られることで、農業従事者の所得向上につながる。
		農産物産地化・安定出荷支援事業 新規就農初期の経営安定化を図るため、種苗代や出荷に要する経費を支援する。	周南市	農業に専念できる環境を整え、就農初期から安定した就農ができる体制の構築につながる。
		新規就農者等住宅支援事業 新たな農業従事者の定着を図るため、新規就農者や新規就農者を受け入れる法人などが行う住宅整備等を支援する。	周南市	住居の確保により、農業の担い手だけではなく、今後の地域活動の担い手の確保にもつながる。
商工業・6次産業化		地域ブランド創出支援事業 地域の農林産物を利用した特産品の企画・開発、販路の開拓などブランド化の創出を図る。	周南市	農林産物等を活用した特産品が開発されることで、地域に生み出す所得の増加につながる。
観光		商工団体育成事業(観光イベント事業) かのふるさとまつりを企画・開催する団体を支援する。	補助団体	地域団体主催イベントを支援することにより、地域を担う人材の育成や、地域内外の交流人口の拡大につながる。
		観光イベント事業 かの冬花火を企画・開催する団体を支援する。	補助団体	同上
その他		中山間地域起業促進事業 空き家等を活用した移住者による起業や法人等によるサテライトオフィスの開設を支援する。	周南市	空き家の有効活用が図られ、地域の担い手となる移住者の受入や、新たな雇用の確保につながる。
4 交通施設の整備、交通手段の確保				
公共交通		地方バス路線維持対策事業 市中心部とを結ぶバス路線の維持を図るため、赤字バス路線を運行する交通事業者を支援する。	周南市	交通弱者の移動手段が確保されることにより、住み慣れた地域で暮らし続けることが可能となる。
		コミュニティ交通運行事業 本地域中心部と周辺部をつなぐ移動手段であるコミュニティ交通を運行する。	周南市	同上

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備				
	危険施設撤去	普通財産管理事業 老朽化が著しく、近隣の生活環境や景観に悪影響を及ぼしている廃止公共施設の建物等の解体・撤去を図ることで、生活環境等の維持・確保を図る。	周南市	老朽化した廃止施設の建物等が解体・撤去されることにより、生活環境の向上や景観の改善が図られる。
	防災・防犯	街なか街灯リニューアル事業 本地域中心部に設置されている老朽化した防犯灯の更新を図る。	周南市	老朽化した防犯灯が更新されることにより、防犯効果が高まり、地域の安心・安全につながる。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
	高齢者・ 障害者福祉	緊急通報体制等整備事業 ひとり暮らし等の高齢者や障害者の緊急事態への対応や安否確認、各種相談等を行う緊急通報システムの整備を図る。	周南市	緊急事態が発生した際に連絡できる体制が構築され、安心して暮らせる環境が整備される。
7 医療の確保				
	自治体病院	国民健康保険診療施設体制維持事業 地域医療体制を整備し、地域内で安心して暮らすことのできる環境づくりを推進する。	周南市	医療が受けられる体制を維持することで、引き続き安心して暮らし続けられる地域の実現につながる。
9 集落の整備				
	集落整備	地域おこし協力隊員等設置事業 地域の主体的な取組を支援する外部人材を配置し、集落機能の維持や地域の活性化を図る。	周南市	外部人材による新たな発想や地域と連携した取組等が開始されることで、地域活動の活性化等につながる。
		地域経営中核的ビジネス確立支援事業 地域で暮らし続けられる生活圏の形成に向け、生活サービスの維持や地域資源を活用した収益事業について、経営の視点を取り入れ継続的に地域運営組織の立ち上げを支援する。	周南市	地域運営組織による活動が開始されることで、生活サービス等、地域活動の維持・継続につながる。
11 その他地域の持続的発展に関し必要な事項				
		自治会集会所建設費助成事業 地域が実施する自治会集会所の建設・改修等を支援し、自治会活動の活性化を図る。	周南市	各種活動の実践の場である自治会集会所を整えることで、自治会活動の維持や継続につながる。
		基金管理事業 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための基金積立。	周南市	将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために必要な事業へ活用することで、持続的な発展につながる。

用語の説明（50音順）

義務的経費（7頁）

歳出のうち支出が義務付けられ、任意に節減できないものをいい、人件費、扶助費、公債費がこれに該当する。

グリーンツーリズム（13頁）

農山漁村に滞在し、農林漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図ること。

経常収支比率（7頁）

市税、地方譲与税、地方交付税など毎年経常的に入ってくる歳入の総額のうち、人件費、扶助費、公債費など経常的に支出される経費に対して使われた額が占める割合。数字が小さいほど自由に使える資金が多いことを表し、大きくなるほど臨時的な経費に回せる資金が少なくなり財政の硬直化が進んでいることを表す。

国際拠点港湾（2頁）

日本の重要港湾に指定された港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要として政令により定められていた港湾のこと。全国で18港が指定されている。

コミュニティ・スクール（36頁）

学校、保護者及び地域の皆さんがともに意見を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、地域で育てたい子どもの姿を共有し、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進め、地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組む仕組み。

コミュニティビジネス（11頁）

地域の資源を生かしながら、地域課題の解決を「ビジネス」の手法を用いて取り組むことを指す。

財政力指数（7頁）

地方公共団体の財政力を示す指数で、数値が高いほど地方税収入などが多く裕福だといえる。1を上回れば地方交付税交付金が支給されない不交付団体となる。

サテライトオフィス（13頁）

東京などの都市圏に本社を持つ企業が、郊外や地方に準拠点として設置するオフィスのことを指す。

里の案内人（12頁）

空き家の掘り起しや移住者からの相談や情報提供等を行い、移住希望者と地域との橋渡し役となる方を指す。

しゅうなんブランド極（12頁）

しゅうなんブランド（「周南市ならでは」「周南市らしさ」「周南市の良さ」といった個性や魅力を持った産品）に選ばれた産品の中から、ブランドの周知拡大を図るためのリーダー的な存在として市民の投票により選ばれた商品に対する称号。

集落営農法人（12頁）

1～数集落を範囲として、関係農家の多くが参加し（集落ぐるみ）、度重なる話し合い活動により、農地の利用調整や、農業経営の効率化を行うために設立された農業生産法人。

障害者就業・生活支援センター（32頁）

障害者の就職にむけて、雇用主の意向、職場の環境等の就業面における支援に合わせて、日常生活・地域生活等の生活面における支援を行う。雇用（ハローワーク、雇用主等）、保健福祉（病院、福祉事務所等）、教育（総合支援学校等）等の関係機関の連携に拠点としての役割を担う。

小規模・高齢化集落（38頁）

戸数が19戸以下でかつ、65歳以上の人口割合が50%以上の集落（住民生活の基礎的な地域単位）をいう。

情報アクセシビリティ（32頁）

高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人々が、不自由なく情報を入手できること。

スマート市役所（25頁）

人口減少等が進む中で、限られた財源と人的資源で、市民サービス等を維持していくため、先端技術やデータ等を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ることを指す。

スマート農（林）業（20・21頁）

ロボットやAI（人工知能）などの先端技術を活用することで、作業の超省力化や高品質の作物の生産を可能にする新たな農（林）業を指す。

スローツーリズム（13頁）

ゆっくりと、地域の人や文化、自然に触れながら、その土地の価値や魅力を発見すること。

体験型教育旅行（12頁）

主に学生を対象とし、農林業、自然、食など地域が有する特色を生かした体験活動や地域の方々とのふれあいを通じて農山漁村での生活を体験し、新たな発見や学びにつながる旅行を指します。受入側にとっては、学生との交流を通じた生きがいの創出などにつながることを目指している。

地域おこし協力隊（12頁）

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

地域経営組織（11頁）

地域の暮らしを守るため、身近な生活サービスの維持や収入を確保する取組について、地域に住む方々が中心となって形成され、経営の視点を取り入れながら、持続的かつ安定的に実践する組織を指す。

地域の夢プラン（11頁）

地域住民の自主的・主体的な話し合いを通じて、地域の困りごとの解決や魅力の拡大など地域活性化に向けた具体的な取組を定めた計画を指す。

超スマート社会（35頁）

必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会を指し、その実現にあたっては、Society 5.0（仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会）の推進が求められている。

登録記念物（40頁）

文化財保護法に基づき、文部科学大臣によって保存及び活用のための措置が特に必要として登録された文化財をいう。

特定環境保全公共下水道事業（8頁）

都市計画区域外にあっても農村や漁村の大きな集落、温泉地、観光地などにおける生活環境改善、河川、湖沼などの水質汚濁を防ぐ目的として下水道整備ができるようにしたもので、公共下水道と同じく主として市町村が管理する下水道で、終末処理場を有する単独の特定環境保全公共下水道と、下水管渠のみ整備し、都道府県が整備した流域下水道幹線に接続し、広域市町村の下水を一括的に処理する流域関連特定環境保全公共下水道がある。鹿野地域は前者に当たる。

特定地域づくり事業協同組合（18頁）

過疎地域等の人口が急激に減少する地域において、安定した雇用を創出し、地域の担い手を確保・育成するため、マルチワーカー（季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事する方）の労働者派遣事業等を行う事業協同組合（4事業者以上が集まり、助け合いの精神に基づき、共通の目的を達成するための組合）を指す。

ニューツーリズム（13頁）

従来の物見遊山的な観光に対して、産業観光やスロツーリズム、グリーンツーリズムなどのテーマ性のある体験型旅行の総称。

農地中間管理機構（20頁）

農用地等を貸したいという農家（出し手）から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となる組織。

人・農地プラン（20頁）

地域農家の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の解消など「人と農地の問題」の解決を図ることを目的とし、農業者が話し合いに基づき、地域農業の中心経営体、地域農業の将来のあり方などを明確化したもの。

緑の雇用制度（12頁）

林業を担う人材の確保・育成に向け、未経験者でも森林の仕事に就き、林業に必要な技能を学べるよう、認定された林業経営体に採用された人材に対し、同林業経営体を通じた講習や研修を行うことによりキャリアアップを支援する制度。

木質バイオマス（10頁）

再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のうち、木材からなるものを指す。

幼保連携型認定こども園（31頁）

幼稚園機能と保育所機能の両方の機能を併せ持つ施設を指す。

保護者の就労状況に関わらず就学前の子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能のほか、全ての子育て家庭を対象に子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能を有している。

ライフサイクルコスト（36頁）

施設の建設に必要なコストのほか、運営に係る光熱水費や保守点検関係費などの維持管理経費、解体経費等、建物のライフサイクル（建設から解体まで）に係る経費を指す。

6次産業化（12頁）

地域資源を活用し、1次産業（農林漁業）と2次産業（製造業）、3次産業（小売業等）の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出す取組。